

# 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会常務理事の報酬に関する規程

平成14年9月29日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）常務理事の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常務理事の報酬は、第1種報酬及び第2種報酬とする。

- (1) 第1種報酬の額は、月額30万円以内において、会長が別に定める。
- (2) 第2種報酬の額は、住居から勤務場所に至る間の通勤に要する交通実費のうち、最も経済的かつ合理的に認められる額を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬は、月の1日から末日までの分をその月の20日に支給する。

2 報酬の支給日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(第2種報酬)

第4条 第2種報酬の支給額は、社協の職員の通勤手当の支給の例による。

(口座振替による支給)

第5条 報酬は、現金で直接支払わなければならない。ただし、申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、常務理事の報酬に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。